



発行 新潟県

**第 16 号**

令和7年2月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

2 新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則（感染症対策・薬務課）

告 示

- 160 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 161 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 162 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（創業・イノベーション推進課）
- 163 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（創業・イノベーション推進課）
- 164 県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 165 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 166 肥料の登録の失効（農産園芸課）
- 167 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 168 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 169 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 170 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 171 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 172 県営土地改良事業計画廃止関係書類の縦覧（農地計画課）
- 173 換地処分（農地整備課）
- 174 換地処分（農地整備課）
- 175 公共測量の終了通知（監理課）
- 176 公共測量の終了通知（監理課）
- 177 公共測量の終了通知（監理課）
- 178 公共測量の実施通知（監理課）
- 179 道路の供用開始（道路管理課）
- 180 道路の区域変更（道路管理課）
- 181 道路の供用開始（道路管理課）
- 182 道路の供用開始（道路管理課）
- 183 道路の供用開始（道路管理課）
- 184 道路の区域変更（道路管理課）
- 185 道路の供用開始（道路管理課）
- 186 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 187 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 188 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 189 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 190 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 191 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 192 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 193 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）

- 194 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 195 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 196 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 197 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 198 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
- 199 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
- 200 二級建築士の免許取消し (建築住宅課)
- 201 建築基準法による道路位置の指定 (建築住宅課)

**公 告**

- 行政文書及び公文書の公開の実施状況 (法務文書課)
- 個人情報保護の運用状況 (法務文書課)
- 特定調達契約の落札者等 (管財課)
- 大規模小売店舗の変更 (地域産業振興課)

**病院局告示**

- 1 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正 (病院局業務課)

**監査委員公表**

- 監査の結果に基づく措置状況 (監査委員事務局)

**雑 報**

- 一般競争入札の実施 (大学・私学振興課)

規 則

新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則（昭和52年新潟県規則第19号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の申請)</p> <p><b>第2条</b> <u>省令第1条の2の規定により第1種大麻草採取栽培者の免許</u>（以下単に「免許」という。）を受けようとする者が提出する申請書には、<u>省令第1条の2各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第11条に規定する栽培地の盗難の防止のための措置並びに所有する麻薬（法第10条第1項第3号に規定する麻薬をいう。以下同じ。）及び大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を保管する設備を明らかにする書類</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>省令第1条の2第1号及び第3号に規定する略歴を記載した書類は、別記第1号様式によるものとする。</u></p> <p>3 <u>省令第1条の2第4号に規定する医師の診断書には、覚醒剤の中毒者であるか否かに関する事項を記載するものとし、その様式は、別記第2号様式によるものとする。</u></p> <p>(<u>第1種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出</u>)</p> <p><b>第3条</b> <u>法第6条第3項の規定による第1種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出をしようとする者は、別記第3号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 知事は、前項の届出があつたときは、免許証を書き換えて当該<u>第1種大麻草採取栽培者</u>に交付するものとする。</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>(<u>譲渡しの届出</u>)</p> <p><b>第10条</b> <u>法第12条の8第3項の規定による譲渡しの届出は、別記第10号様式によるものとする。</u></p>	<p>(免許の申請)</p> <p><b>第2条</b> <u>省令第1条の規定により大麻草採取栽培者の免許</u>（以下単に「免許」という。）を受けようとする者が提出する申請書には、<u>省令第1条各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>栽培地の平面図及び堅固な柵の設置その他の容易に人が出入りできない措置（以下「柵の設置その他の措置」という。）の概要図</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であることを明らかにする書類</u></p> <p>2 <u>省令第1条第1号及び第3号に規定する略歴を記載した書類は、別記第1号様式によるものとする。</u></p> <p>3 <u>省令第1条第4号に規定する医師の診断書には、覚醒剤の中毒者であるか否かに関する事項を記載するものとし、その様式は、別記第2号様式によるものとする。</u></p> <p>(<u>大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出</u>)</p> <p><b>第3条</b> <u>法第6条第3項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出をしようとする者は、別記第3号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 知事は、前項の届出があつたときは、免許証を書き換えて当該<u>大麻草採取栽培者</u>に交付するものとする。</p> <p><b>第9条</b> (略)</p>

(構造設備基準)

第11条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める構造設備基準は、大麻草の栽培地に盗難の防止のための措置が講じられていることとする。

(変更の届出)

第12条 第1種大麻草採取栽培者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 盗難の防止のための措置
- (2) 所有する麻薬及び大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を保管する設備

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第11号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、盗難の防止のための措置を明らかにする書類
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、所有する麻薬及び大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を保管する設備を明らかにする書類

第13条 (略)

第3号様式(第3条関係)

第1種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届(略)	
免許証の番号及び免許年月日	(略)
(略)	

第4号様式(第4条関係)

第1種大麻草採取栽培者免許証	
免許証の番号	第号
免許年月日 年 月 日	
第1種大麻草採取栽培者	
(略)	
大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により免許を受けた第1種大麻草採取栽培者であることを証明する。	
(略)	

第5号様式(第5条関係)

第1種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書(略)	
免許証の番号	(略)

(構造設備基準)

第10条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、大麻草の栽培地の構造設備が次に定めるところに適合するものであることとする。

- (1) 栽培地には、柵の設置その他の措置が講じられていること。
- (2) 栽培地が屋内にある場合は、鍵のかかる施設内にあること。

(変更の届出)

第11条 大麻草採取栽培者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 柵の設置その他の措置
- (2) 大麻を保管する設備

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第10号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、柵の設置その他の措置の概要図
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、大麻を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面

第12条 (略)

第3号様式(第3条関係)

大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届(略)	
登録番号及び登録年月日	(略)
(略)	

第4号様式(第4条関係)

大麻草採取栽培者免許証	
登録番号	第号
登録年月日 年 月 日	
大麻草採取栽培者	
(略)	
大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により免許を受けた大麻草採取栽培者であることを証明する。	
(略)	

第5号様式(第5条関係)

大麻草採取栽培者免許証再交付申請書(略)	
登録番号及び	(略)

及び免許年月 日	
(略)	

第6号様式 (第6条関係)

<u>第1種大麻草採取栽培者免許証返納届</u>	
(略)	
免許証の番号 及び免許年月 日	(略)
(略)	

第7号様式 (第7条関係)

(略)	
免許証の番号 及び免許年月 日	(略)
(略)	

第8号様式 (第8条関係)

(略)	
免許証の番号 及び免許年月 日	(略)
(略)	

第9号様式 (第9条関係)

<u>大麻等事故届</u>	
(略)	
免許証の番号 及び免許年月 日	(略)
(略)	
業務上大麻等 を取り扱う事 務所の位置	(略)
事故が生じた 大麻等	(略)
(略)	
(略)	

第11号様式 (第12条関係)

<u>第1種大麻草採取栽培者変更届</u>	
(略)	
下記のとおり変更したので、新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則第12条第1項の規定により届け出ます。	
(略)	
免許証の番号	(略)

登録年月日	
(略)	

第6号様式 (第6条関係)

<u>大麻草採取栽培者免許証返納届</u>	
(略)	
登録番号及び 登録年月日	(略)
(略)	

第7号様式 (第7条関係)

(略)	
登録番号及び 登録年月日	(略)
(略)	

第8号様式 (第8条関係)

(略)	
登録番号及び 登録年月日	(略)
(略)	

第9号様式 (第9条関係)

<u>大麻事故届</u>	
(略)	
登録番号及び 登録年月日	(略)
(略)	
業務上大麻を 取り扱う事務 所の位置	(略)
事故が生じた 大麻	(略)
(略)	
(略)	

第10号様式 (第11条関係)

<u>大麻草採取栽培者変更届</u>	
(略)	
下記のとおり変更したので、新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則第11条第1項の規定により届け出ます。	
(略)	
登録番号及び	(略)

及び免許年月 日		登録年月日	
(略)		(略)	
注 第1種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変 更以外の変更について届け出ること。		注 大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更以外 の変更について届け出ること。	

第2条 新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。  
別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式 (第10条関係)

大 麻 等 譲 渡 届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所  
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

届出義務者続柄  
氏 名  
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり大麻等を譲り渡したので、大麻草の栽培の規制に関する法律第12条の8第3項の規定により届け出ます。

記

譲渡人	免許期間満了等の前の免許証の番号及び免許年月日		第 号	年 月 日	
	大麻等を業務上取り扱っていた場所	所在地	郡 町	市 村 大字 番地	
		名称			
	届出義務者	住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)					
譲渡した大麻等	品 名		数 量		
譲 渡 年 月 日			年 月 日		
譲受人	免許証の番号及び免許年月日		第 号	年 月 日	
	免許の種類				
	大麻等又は麻薬研究施設の所在場所	所在地	郡 町	市 村 大字 番地	
		名称			
大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者	住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)				
	氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)				
譲 渡 し の 理 由					

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	らくまる訪問看護ステーション	新潟県長岡市古正寺1丁目2847番地	合同会社楽丸	令和7年2月1日
通所介護	デイサービスセンター喜楽里	新潟県南魚沼市上原110番地9	みなみ魚沼農業協同組合	令和7年2月1日

◎新潟県告示第161号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
デイサービスセンターなの里あいあい	新潟県南魚沼市大崎1860番地1	みなみ魚沼農業協同組合	通所介護	令和6年12月13日	令和7年1月31日
デイサービスセンターほなみの里	新潟県南魚沼市上原53番地1	みなみ魚沼農業協同組合	通所介護	令和6年12月13日	令和7年1月31日

◎新潟県告示第162号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（令和6年3月新潟県告示第238号）を次のとおり改め、令和7年4月1日から実施する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

試験、検査等の種類			手数料の額		
			単位	金額	
1 分析	(1) 定性分析	繊維及び付着物	1 試料 1 成分	5,900円	
	(2) 定量分析	ア 金属	(ア) 鉄鋼	1 試料 1 成分	5,130円
			(イ) 非鉄金属	〃	8,250円
			イ 繊維及び付着物	1 試料 1 成分	6,790円
		ウ 溶液	1 試料 1 成分	4,330円	
		エ 窯業材料（鋳物砂、耐火材料、鉱石、粘土、研磨剤、砂及び砂状物に限る。）	1 試料 1 成分	8,760円	
		オ 硫酸銅試験又は亜鉛付着量試験	1 試料 1 測定	9,040円	
		カ ホルマリン試験	(ア) 抽出による場合	1 試料 1 成分	6,820円
			(イ) ホルムアルデヒド放散量測定	1 試料	8,360円
		キ 試料調整			



		(ア) 硫酸銅試験	1 試料	4,850円
		(イ) その他	〃	7,510円
	(3) 機器分析	ア 機器による定性分析又は定量分析		
		(ア) エックス線回折試験	1 試料 1 測定	8,880円
		(イ) 赤外分光分析		
		a マッピング測定を行わない場合	〃	7,350円
		b マッピング測定を行う場合	〃	15,780円
		(ウ) 蛍光エックス線分析		
		a 定性分析	〃	6,510円
		b 定量分析	1 試料 3 成分	3,000円
		(エ) エックス線マイクロアナライザー分析		
		a 定性分析	1 試料 1 測定	10,080円
		b マッピング及びプロファイル	1 試料 1 成分	6,150円
			1 成分増すごとに	2,900円
		(オ) プラズマ発光分光分析	1 試料 1 成分	10,710円
		(カ) イオンクロマトグラフィーによる定量分析	〃	5,150円
			1 成分増すごとに	840円
		(キ) ガスクロマトグラフ質量分析		
		a 液体注入法	1 試料 1 測定	16,730円
		b 熱分解法	〃	25,270円
		c 加熱脱着法	〃	25,790円
		d ヘッドスペース法	〃	27,750円
		e MS/MS法による分析の追加	1 試料 1 測定 3 親イオンまで	33,090円
			1 親イオン増すごとに	16,600円
		f 質量スペクトルの解析の追加	1 試料 3 成分まで	5,710円
			1 成分増すごとに	1,560円
		(ク) 炭素硫黄分析	1 試料 1 成分	6,240円
		(ケ) ラマン分光分析		
		a マッピング測定を行わない場合	1 試料 1 測定	4,680円
		b マッピング測定を行う場合	〃	16,810円
		(コ) エックス線光電子分析	1 試料 1 測定 1 層	4,790円
		イ 試料調整		
		(ア) エックス線回折試験	1 試料	3,340円
		(イ) 赤外分光分析	〃	9,980円
		(ウ) 蛍光エックス線分析	〃	4,960円
		(エ) エックス線マイクロアナライザー分析	〃	3,310円
		(オ) プラズマ発光分光分析		
		a アルカリ融解を行う場合	〃	12,820円
		b その他の溶解を行う場合	〃	4,570円
		(カ) イオンクロマトグラフィーによる定量分析	〃	7,150円
		(キ) ガスクロマトグラフ質量分析	〃	7,150円
2 測定	(1) 機械的測定	ア 寸法又は形状の測定		
		(ア) 寸法の測定	1 試料 1 固定 5	4,580円

		(イ) 点群又は形状曲線の測定	箇所まで 1箇所増すごとに	550円
			1固定30分まで	4,560円
		(ウ) 点群からの寸法算出の追加	30分増すごとに	1,380円
			1箇所	2,630円
		イ 真円度の測定	1試料1断面	4,510円
		ウ 表面粗さの測定	1試料5箇所まで	3,420円
			1箇所増すごとに	540円
		エ ストレインメータによるひずみ量荷重の測定	1試料3箇所	5,850円
		オ 残留応力測定	1測定	4,510円
		カ エックス線による透過試験	1試料5箇所	4,540円
		キ トルクの測定	1試料	6,050円
		ク 張力の測定	1試料	6,670円
		ケ 振動の測定	1測定	4,510円
		コ 圧力の測定	1試料	4,500円
		サ 回転数の測定	1試料	3,140円
		シ 粘度測定試験	1試料	4,520円
		ス エックス線CT試験	1時間まで	11,330円
			1時間を超え1時間増すごとに	6,860円
	(2) 電氣的測定	ア 電圧、電流、抵抗又は電力の測定	1試料1時間	3,170円
		イ 周波数特性、誘電率又は透磁率の測定	1試料1時間	4,700円
		ウ 磁束密度の測定	1試料	3,140円
		エ 雑音端子電圧、伝導妨害波又は雑音電力の測定		
		(ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1試料1時間	4,750円
		(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	8,520円
		(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	24,400円
		オ 放射電界強度の測定		
		(ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1試料1時間	4,910円
		(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	8,760円
		(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	24,400円
		カ 騒音の測定	1測定1時間	4,480円
	(3) 光学的測定	ア 顕微鏡試験		
		(ア) 走査型電子顕微鏡観察		
		a 元素分析装置を使用しない場合	1試料3視野まで	6,970円
			1試料3視野を超え1視野増すごとに	300円
		b 元素分析装置を使用する場合	1試料3視野ま	10,010円

			で	
		(イ) 金属顕微鏡観察	1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	910円
			1 断面 3 視野ま で	7,550円
		(ウ) 実体顕微鏡観察又はデジタルマイ クロスコープ観察	1 断面 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	810円
			1 試料 3 視野ま で	3,170円
		(エ) 走査型プローブ顕微鏡観察	1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	80円
			1 試料 3 視野ま で	8,660円
		(オ) レーザー顕微鏡観察	1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	820円
			1 試料 3 視野ま で	4,520円
		(カ) 電界放出形電子顕微鏡観察	1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	820円
		a 元素分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野ま で	14,670円
			1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	760円
		b 元素分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野ま で	18,810円
			1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	2,270円
		c EBSD解析の追加	1 時間	9,370円
		(キ) 顕微鏡による寸法測定	1 試料 5 箇所ま で	7,550円
			1 試料 5 箇所を 超え 1 箇所増す ごとに	810円
		イ 紫外可視分光測定	1 試料 5 箇所	3,690円
		ウ 測色計による測色又は色差測定	1 試料 5 箇所	3,150円
		エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透 過率の測定	1 試料 5 箇所	3,140円
		オ 試料調整		
		(ア) 走査型電子顕微鏡観察	1 試料 1 断面	1,390円
		(イ) 電界放出形電子顕微鏡観察	〃	4,560円
	(4) 熱的測定	ア 熱分析 (示差走査熱量分析、示差熱 分析又は熱膨張率測定)	1 試料	6,200円

		イ 熱伝導率	1 試料	4,600円
		ウ 温度の測定 (ア) サーモグラフィーによる場合	1 時間まで 1 時間を超え 1 時間増すごとに	5,900円 1,400円
		(イ) その他の場合	5 箇所 1 時間まで 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに 1 時間を超え 1 時間増すごとに	3,420円 270円 290円
		エ 熱応力試験	1 試料	4,510円
		オ 試料調整	1 試料	4,530円
3 試験	(1) 強度試験	ア 引張り試験、圧縮試験、抗折試験、曲げ試験又はせん断試験 (ア) 恒温槽を使用しない場合 (イ) 恒温槽を使用する場合	1 試料 "	4,620円 8,090円
		イ 衝撃試験	1 試料	4,510円
		ウ 硬さ試験 (ア) 研磨の必要なもの  (イ) 研磨の不要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに 1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに	4,120円 270円 3,140円 270円
		エ 超微小硬さ試験	1 試料 5 箇所	4,500円
		オ 疲労試験 (ア) 恒温槽を使用しない場合 (イ) 恒温槽を使用する場合	1 試料 1 時間 "	620円 1,050円
		(2) 材料性状試験	ア プラスチック又は複合材 (ア) 密度測定 (イ) ガラス含有量測定 (ウ) 接触角測定	1 試料 " "
	イ 窯業材料又は土石類 (ア) 乾燥収縮率試験 (イ) 焼成収縮率試験 (ウ) 吸水率測定 (エ) 比重測定 (オ) 水分測定 (カ) 粒度測定又は粘土分測定		1 試料 " " " " "	3,180円 4,550円 3,150円 3,150円 2,360円 3,560円
	ウ 木材物性試験（密度、含水率、吸湿性及び収縮率に限る。）		1 試料	4,620円

	エ 繊維		
	(ア) 加ねん回数試験	1 試料	3,160円
	(イ) 織度測定試験	〃	3,150円
	(ウ) 糸検尺試験	1,000メートル	3,140円
	(エ) 含水率測定試験	1 試料	4,040円
	(オ) 原料定性試験		
	a 物理試験	〃	4,560円
	b 化学試験	〃	5,380円
	(カ) 混紡率試験		
	a 物理試験	1 試料 1 成分	6,080円
	b 化学試験	〃	6,930円
	(キ) 染料の部属試験	1 試料	4,560円
	(ク) 連続引張試験	〃	5,860円
	オ 粒度分析	1 試料	6,790円
	カ 試料調整		
	(ア) プラスチック又は複合材	1 試料	4,530円
	(イ) 窯業材料又は土石類	〃	4,760円
(3) 加工特性試験	ア 金属材料の成形性試験	1 試料	8,450円
	イ 繊維		
	(ア) 抱合力試験又は糸平滑性試験	1 試料	4,480円
	(イ) 巻縮率試験又は弾性率試験	〃	3,800円
	(ウ) 編目長試験又は織縮率試験	〃	3,140円
	(エ) 精練漂白試験又は浸染試験	〃	3,210円
(4) 電気試験	ア 絶縁耐圧試験	1 試料	2,340円
	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験		
	(ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	4,740円
	(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	8,560円
	(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	23,960円
(5) 表面処理試験	ア 膜厚試験		
	(ア) 顕微鏡による試験	1 試料 1 箇所 1 成分	7,550円
	(イ) 蛍光エックス線膜厚測定	〃	5,020円
	イ 密着性試験	1 試料 1 箇所	4,470円
	ウ 試料調整	1 試料	3,280円
(6) 塗装試験	硬さ、密着又は耐摩耗試験	1 試料	5,610円
(7) 耐食試験	ア 塩水噴霧試験	1 試料 1 時間	340円
	イ 試験中の試料状態の記録	1 回	1,340円
	ウ 試料調整	1 試料	3,280円
(8) 耐候性試験	ア 恒温恒湿槽を使用する場合	1 バッチ 1 時間	410円
	イ ビルトインチャンバーを使用する場合	1 バッチ 1 時間	1,160円
	ウ サンシャインウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	870円
	エ キセノンウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	1,530円
	オ カーボンアーク灯光による耐光試験		
	(ア) 照射10時間以下	1 試料	290円

	(イ) 照射10時間を超え20時間以下	〃	470円
	(ウ) 照射20時間を超え40時間以下	〃	820円
	(エ) 照射40時間を超え100時間以下	〃	1,890円
	カ 試験中の試料状態の記録	1回	1,340円
	キ 試料調整	1試料	3,160円
(9) 耐久性試験	ア 熱衝撃試験	1バッチ1時間	760円
	イ 加速寿命試験	1バッチ1時間	200円
	ウ 振動衝撃試験	1試料1時間	3,390円
(10) 製品性能試験	ア 家具		
	(ア) 繰返し衝撃試験	1試料4,000回	5,670円
	(イ) 繰返し開閉試験	1試料10,000回	4,570円
	(ウ) 繰返し荷重試験	1試料50回	4,570円
	イ 窯業製品(冷凍融解試験)	1バッチ1時間	430円
	ウ 繊維製品		
	(ア) 風合試験	1試料	8,570円
	(イ) 毛羽測定試験	〃	3,160円
	(ウ) 通気性試験又は保温度試験	〃	4,510円
	(エ) 燃焼性試験		
	a ドライクリーニングを要する場合	〃	5,860円
	b ドライクリーニングを要しない場合	〃	4,510円
	(オ) 摩擦溶融試験	〃	4,480円
	(カ) 引き裂き強度試験、防すう度試験又は破裂試験	〃	4,490円
	(キ) 収縮度試験、摩耗試験(ニット)又は水分平衡質量試験	〃	4,600円
	(ク) 滑脱抵抗力試験又は剥離試験	〃	5,130円
	(ケ) 耐水度試験又ははつ水度試験	〃	3,140円
	(コ) 繊維の静電気測定試験		
	a 恒温恒湿槽を使用する場合	〃	6,170円
	b 恒温恒湿槽を使用しない場合	〃	3,680円
	(サ) 染色堅ろう度試験		
	a 洗濯試験、熱湯試験、汗試験、染色摩擦試験、酸化窒素ガス試験又はホットプレッシング試験	1試料増すごとに	270円
	b 漂白試験又は塩素処理水試験	1試料 1試料増すごとに	5,260円 860円
	(シ) 透湿性試験	1試料	4,830円
	(ス) 厚さ試験	〃	3,140円
	(セ) ピリング試験又はスナッグ試験	〃	4,510円
	(ソ) P F E試験	〃	13,140円
(タ) B F E試験			
a 高圧蒸気滅菌器を使用する場合	〃	20,260円	
b パルスドキセノン殺菌装置を使用する場合	〃	21,450円	
c 高圧蒸気滅菌器又はパルスドキセノン殺菌装置を使用しない場合	〃	19,920円	
(11) 測定機器試験	ロックウェル硬度計	1台	12,490円

4 計算及び解析	写真撮影	高速ビデオ撮影	1件1時間	4,790円
5 企画及び設計	(1) デザイン	コンピュータ等の機器を利用した図面、色見本又は繊維図案等の試作	1柄 配色変更1回ごとに	5,090円 270円
	(2) 繊維	ア 組織分解		
		(ア) 経方向×緯方向400以下	1 試料	4,010円
		(イ) 経方向×緯方向401以上1,600以下	〃	5,380円
		(ウ) 経方向×緯方向1,601以上3,600以下	〃	6,210円
(エ) 経方向×緯方向3,601以上6,400以下	〃	7,310円		
(オ) 経方向×緯方向6,401以上10,000以下	〃	8,690円		
(カ) 経方向×緯方向10,001以上22,500以下	〃	10,070円		
(キ) (ア)から(カ)まで以外のもの	〃	11,440円		
	イ 織物密度試験			
	(ア) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり20本以下	1 試料	2,080円	
	(イ) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり21本以上	〃	3,180円	
6 カラー複写		カラー複写(試験及び技術指導に係る複写に限り、1原稿につき3枚を限度とする。)	1枚	実費相当額
7 成績書の副本		成績書の副本	1通	1,490円

## ◎新潟県告示第163号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則第4条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額(令和6年3月新潟県告示第239号)を次のように改め、令和7年4月1日から実施する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

機 械 器 具	貸付料の額(1時間につき)
1 金属加工機械	
(1) 旋盤	2,120円
(2) フライス盤	1,890円
(3) 試料切断機	2,040円
(4) 試料研磨機	1,890円
(5) プレス機	3,350円
(6) ボール盤	1,830円
2 繊維加工機械	
(1) のり付け試験機	2,190円
(2) 高温染色試験機	1,950円
(3) 染色用ソフト巻機	1,840円
(4) 検ねん機	1,840円
(5) 意匠ねん糸機	2,150円
(6) 織機	2,210円
(7) 無縫製編機	2,040円
(8) 後加工用絞り機	1,860円
3 測定試験機器	
(1) 万能投影機	1,840円

(2) 金属顕微鏡	1,840円
(3) 硬さ計	1,820円
(4) 万能材料試験機 (恒温槽を使用しない場合)	1,950円
(5) 万能材料試験機 (恒温槽を使用する場合)	2,740円
(6) 形状粗さ測定機	1,840円
(7) 恒温恒湿槽	380円
(8) 三次元座標測定機	1,990円
(9) 工具顕微鏡	1,870円
(10) 真円度測定機	1,840円
(11) 高速度ビデオ装置	2,110円
(12) フィールドバランスー	1,840円
(13) ビルトインチャンバー	1,100円
(14) 炭素硫黄分析装置	1,980円
(15) EMC試験システム	2,260円
(16) X線マイクロアナライザー	2,030円
(17) I C I 型メース試験機	1,840円
(18) pH・ORPメータ	1,810円
(19) X線回折装置	1,960円
(20) X線残留応力測定装置	1,840円
(21) 圧電型動力計	1,840円
(22) インピーダンス測定装置	1,830円
(23) オシロスコープ	1,830円
(24) 分光測色計	1,820円
(25) 屈折率計	1,840円
(26) 蛍光X線分析装置	1,900円
(27) 毛羽試験機	1,840円
(28) 測色計	1,810円
(29) 磁気測定器 (磁束計)	1,810円
(30) 分光光度計	1,830円
(31) 実体顕微鏡 (デジタルマイクロスコープ)	1,860円
(32) 自動強伸度試験機	1,840円
(33) データロガー	1,830円
(34) 衝撃試験機	1,840円
(35) 落球衝撃試験機	1,840円
(36) スペクトラムアナライザー	1,930円
(37) 静電気測定器	1,820円
(38) 騒音計	1,810円
(39) 摩擦堅ろう度試験機	1,840円
(40) 洗濯堅ろう度試験機	2,010円
(41) 走査型電子顕微鏡	2,160円
(42) 張力計	1,840円
(43) デジタルマルチメータ	1,810円
(44) デニールコンピュータ	1,840円
(45) 電子分析天びん	1,840円
(46) 電波暗室 (次号及び第48号に掲げるものを除く。)	1,870円
(47) 3メートル電波暗室 (登録)	3,060円
(48) 10メートル電波暗室 (登録)	14,500円
(49) 熱応力測定器	1,840円
(50) 熱画像装置	1,860円



(51)	ネットワークアナライザー	2,170円
(52)	熱分析装置	1,880円
(53)	信号発生器	1,810円
(54)	I C I型ピリングテスター	1,840円
(55)	風合計量測定装置	1,840円
(56)	赤外分光光度計	1,910円
(57)	プラズマ発光分光分析装置	2,140円
(58)	振動計	1,840円
(59)	粒度分布測定装置	2,070円
(60)	ロータップ型標準ふるい器	1,840円
(61)	電力計	1,810円
(62)	疲労試験機 (恒温槽を使用しない場合)	500円
(63)	疲労試験機 (恒温槽を使用する場合)	940円
(64)	破裂試験機	1,840円
(65)	45° 燃焼性試験機	1,840円
(66)	定温乾燥器	1,880円
(67)	ファイバースコープ	1,800円
(68)	加速寿命試験機	150円
(69)	エキシマ光源照射装置	1,840円
(70)	接触角計	1,840円
(71)	フェライトスコープ	1,870円
(72)	ロータ型粘度計	1,840円
(73)	フォースゲージ	1,820円
(74)	保温性試験機	1,830円
(75)	C C M装置	1,820円
(76)	風速計	1,810円
(77)	自動蒸留試験装置	1,840円
(78)	イオンクロマトグラフ	1,820円
(79)	含水率計	1,800円
(80)	X線透視装置	1,870円
(81)	高圧プローブ	1,830円
(82)	光沢度計	1,830円
(83)	非接触表面形状測定機	1,800円
(84)	照度計	1,810円
(85)	織布耐水度試験機	1,810円
(86)	振動試験機	2,590円
(87)	絶縁耐圧試験器	1,820円
(88)	絶縁抵抗計	1,800円
(89)	走査型プローブ顕微鏡	1,870円
(90)	超音波厚さ計	1,800円
(91)	通気性試験機	1,840円
(92)	デジタル温度計	1,800円
(93)	電磁膜厚計	1,920円
(94)	透過率測定器 (ヘイズ計)	1,810円
(95)	熱衝撃試験機	640円
(96)	熱物性測定装置	1,930円
(97)	G-T E Mセル	1,800円
(98)	漏れ電流測定器	1,810円
(99)	レーザー顕微鏡	1,850円

(100) レーザーラマン分光光度計	2,010円
(101) デュロメータ (ゴム硬度計)	1,800円
(102) 高圧蒸気滅菌器	1,920円
(103) デジタルトルクレンチ	1,800円
(104) 静電容量型変位計	1,800円
(105) レーザー変位計	1,800円
(106) ウォーターバス	1,850円
(107) 薄膜測定システム	1,820円
(108) ドラフトチャンバー	2,080円
(109) シールド効果評価器	1,830円
(110) 気中パーティクルカウンター	1,820円
(111) 低温恒温水槽	130円
(112) 超音波洗浄器	1,810円
(113) 分光放射輝度計	1,800円
(114) プリズムカプラー式屈折率測定装置	1,820円
(115) デジタルタコメータ	1,800円
(116) 液体クロマトグラフ	1,850円
(117) 酸化窒素ガス染色堅ろう度試験機	1,800円
(118) CNC画像測定機	1,830円
(119) GMサーベイメータ	1,800円
(120) シンチレーションサーベイメータ	1,800円
(121) 摩耗試験機	1,800円
(122) 引裂度試験機	1,800円
(123) 摩擦溶融試験機	1,810円
(124) デジタル測長器	1,800円
(125) スプレーテスター	1,800円
(126) 洗濯試験機	1,910円
(127) 可搬式粗さ計	1,800円
(128) ロードセル	1,800円
(129) 薄膜硬度計	1,830円
(130) 3Dスキヤニングシステム	1,980円
(131) マイクロフォーカスX線CT装置	5,990円
(132) 高温用エリクセン試験機	2,010円
(133) 電流プローブ	1,800円
(134) 柔軟度試験機	1,800円
(135) 電子負荷	1,850円
(136) 抱合力試験機	1,800円
(137) 多連型乾熱試験機	1,840円
(138) ラローズ法吸水性測定装置	1,800円
(139) 紫外線鑑別器	1,800円
(140) 保護導通試験器	1,810円
(141) 織物摩耗試験機	1,920円
(142) 繊維厚さ測定器	1,810円
(143) 非接触ひずみ測定システム	2,530円
4 その他	
(1) デザインCADシステム	1,870円
(2) 直流電源	1,840円
(3) 交流安定化電源	1,960円
(4) 電気マッフル炉	1,930円

(5) クリーンベンチ	1,840円
(6) 標準光源装置	1,870円
(7) 真空ポンプ	1,810円
(8) 真空デシケータ	1,800円
(9) マスクアライナー	1,840円
(10) スピンコーター	1,820円
(11) ホットプレート	1,830円
(12) 真空乾燥器	1,830円
(13) ロータリエバポレータ	1,800円
(14) 遠心分離器	1,850円
(15) ディープラーニング用コンピュータ	1,860円
(16) パルスドキセノン殺菌装置	2,310円
(17) ナノインプリント装置	1,910円
(18) 遠隔操作システム	100円
(19) ファインバブル発生装置	1,820円
(20) ウルトラファインバブル発生装置	1,910円
(21) 凍結乾燥機	1,850円

## ◎新潟県告示第164号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 委託した事務

「津和野町立安野光雅美術館コレクション 安野先生のふしぎな学校」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

## 2 前売観覧券販売期間

令和7年3月1日から令和7年3月31日まで

## 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 大田 正信
長岡市沖田2丁目173-2 長岡地域振興局庁舎B1 新潟県職員生活協同組合長岡売店	
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 新潟・市民映画館シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区万代3丁目1番1号 新潟日報メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日报社 代表取締役 佐藤 明

新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
燕市大曲3015番地 公益財団法人燕西蒲勤労者福祉サービスセンター	燕市大曲3015番地 公益財団法人燕西蒲勤労者福祉サービスセンター 理事長 浅野 智行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高橋 譲
長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所 会頭 大原 興人
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階 アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久

4 委託期間

令和7年3月1日から令和7年3月31日まで

◎新潟県告示第165号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	荒島前坪1591番1ほか47筆 5.9ha
新発田市	9者	中田町1丁目1165番ほか104筆 11.1ha
阿賀野市	18者	六野瀬宮ノ前1176番ほか135筆 15.7ha
胎内市	3者	柴橋浦川1916番ほか11筆 2.5ha
聖籠町	3者	二本松川田2563番ほか9筆 1.0ha
新潟市	27者	北区内島見一番割1069番ほか389筆 43.5ha
五泉市	3者	青橋押切甲647番ほか47筆 5.1ha
燕市	2者	雀森江流217番1ほか54筆 5.2ha
長岡市	21者	川崎町萱場2024番1ほか184筆 20.3ha
小千谷市	1者	片貝町寺社堀1511番ほか3筆 1.2ha
見附市	2者	学校町2丁目210番ほか1筆 1.3ha
南魚沼市	2者	浦佐5123番1ほか40筆 4.2ha
十日町市	1者	大黒沢2021番1ほか8筆 0.9ha
上越市	6者	茨沢431番ほか25筆 6.4ha
糸魚川市	4者	山寺2028番1ほか19筆 1.2ha
佐渡市	15者	千種境1180番ほか61筆 9.1ha
合計	118者	1,153筆 134.7ha

2 認可年月日

令和7年2月28日

◎新潟県告示第166号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。  
令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第404号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	サトウの菌体肥料
保証成分量	窒素全量 4.5% りん酸全量 4.5%
その他の規格	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	サトウ食品株式会社 新潟県新潟市東区宝町13番5号
失効年月日	令和7年1月31日

◎新潟県告示第167号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15011	登録年月日	平成15年7月11日				
登録検査機関の名称	有限会社新潟米チェックサービス						
代表者氏名	代表取締役 五十嵐 康之						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市東区卸新町一丁目842番地27						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	熊谷 崇	玄米	K152024005				
備 考	略称『(有)新潟米チェックサービス』 令和7年2月28日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計19名。						

◎新潟県告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営和田川地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和7年3月3日から令和7年3月31日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他  
(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第169号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営岩之下地区農用地保全施設整備(防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急防災工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年3月3日から令和7年3月31日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第170号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営榎窪地区農用地保全施設整備(防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和7年3月3日から令和7年3月31日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他
  - (1) 審査請求について  
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。  
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
  - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて  
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。  
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。  
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第171号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営寺尾地区農用地保全施設整備(防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和7年3月3日から令和7年3月31日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他
  - (1) 審査請求について  
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。  
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
  - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて  
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。  
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。  
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決

があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第172号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第19項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営泉溜池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を廃止したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
「泉溜池地区 土地改良事業計画の廃止について」の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和7年3月3日から令和7年3月31日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の廃止について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の廃止に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の廃止については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の廃止を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の廃止に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第173号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、佐渡市を地域とする県営農業用排水施設整備・区画整理(中山間地域総合整備「生産基盤型」)事業 大小地区(小立換地区)に係る換地処分をした。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

#### ◎新潟県告示第174号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、阿賀野市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業 堀耕東地区(全換地区)に係る換地処分をした。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

#### ◎新潟県告示第175号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 阿賀満地区 第1次境界測量業務委託)



- 2 作業期間 令和6年7月26日から令和7年2月6日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市秋葉区満願寺、大安寺他 地内

◎新潟県告示第176号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 若宮地区 地形図作成業務委託）
- 2 作業期間 令和5年9月20日から令和6年3月14日まで
- 3 作業地域 新潟県五泉市本田屋、東石曾根他 地内

◎新潟県告示第177号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間 令和6年10月25日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市中央区南部（新潟市中央区姥ヶ山他地内）

◎新潟県告示第178号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 五箇地区 第1次、第2次境界測量業務委託）
- 2 作業期間 令和7年3月1日から令和7年6月30日まで
- 3 作業地域 新潟県五泉市中名沢、長橋、笹野町、青橋地内

◎新潟県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 113号
- 2 供用開始の区間 村上市南新保字千刈360番から同市南新保字蟹田436番まで
- 3 供用開始の期日 令和7年2月28日

◎新潟県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延	長
---	---	------	-------	---	---

佐渡市真更川字京ヶ崎62番5から	新	9.0～16.5メートル	76.8メートル
同市真更川字戸沢65番3まで	旧	7.6～16.5メートル	76.8メートル

◎新潟県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市真更川字京ヶ崎62番5から同市真更川字戸沢65番3まで
- 3 供用開始の期日 令和7年2月28日

◎新潟県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市真更川字向平271番1から同市真更川字タンボ264番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年2月28日

◎新潟県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市和木字馬上免443番1から同市和木字馬上免443番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年2月28日

◎新潟県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
---	---	------	-------	----

佐渡市松ヶ崎字トシマ1339番から	新	12.5～54.0メートル	568.5メートル
同市松ヶ崎字出口1221番3まで	旧	3.7～32.6メートル	586.5メートル

## ◎新潟県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市松ヶ崎字トシマ1339番から同市松ヶ崎字出口1221番3まで
- 3 供用開始の期日 令和7年2月28日

## ◎新潟県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年5月11日新潟県告示第753号）を次のとおり解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
七軒町地区	新発田市五十公野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年2月22日新潟県告示第188号）を次のとおり解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
峠ノ沢地区	新発田市菅谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香積山地区	長岡市与板町与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年2月22日新潟県告示第241号）を次のとおり解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿ノ木沢地区	新発田市横山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（令和5年4月25日新潟県告示第491号）を次のとおり解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志戸橋(2)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成27年3月27日新潟県告示第533号）を次のとおり解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日尻沢地区	小千谷市大字上片貝	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成27年11月6日新潟県告示第1391号）を次のとおり解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鉢南地区	十日町市鉢第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年5月11日新潟県告示第754号）の指定を解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
七軒町地区	新発田市五十公野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

### ◎新潟県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年2月22日新潟県告示第189号）の指定を解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
峠ノ沢地区	新発田市菅谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香積山地区	長岡市与板町与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

### ◎新潟県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年2月22日新潟県告示第242号）の指定を解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿ノ木沢地区	新発田市横山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（令和5年4月25日新潟県告示第492号）の指定を解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志戸橋(2)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年3月27日新潟県告示第534号）の指定を解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日尻沢地区	小千谷市大字上片貝	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年11月6日新潟県告示第1392号）の指定を解除する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	--	---------------------

鉢南地区	十日町市鉢第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
------	---------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
七軒町地区	新発田市五十公野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠ノ沢地区	新発田市菅谷	次の図のとおり	土石流
柿ノ木沢地区	新発田市横山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志戸橋(2)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
香積山地区	長岡市与板町与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日尻沢地区	小千谷市大字上片貝	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鉢南地区	十日町市鉢第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
七軒町地区	新発田市五十公野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志戸橋(2)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
香積山地区	長岡市与板町与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鉢南地区	十日町市鉢第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第200号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和6年11月22日	大塚 正一	第7272号	死亡
令和6年12月13日	中俣 利穎	第5903号	死亡

◎新潟県告示第201号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

令和7年2月28日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日  
令和7年2月10日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
○廃止した部分(平成16年10月6日指定の全部) 小千谷市大字桜町字道ノ木96番1の一部	5.00	22.02



## 公 告

## 行政文書及び公文書の公開の実施状況について（公告）

新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第29条の規定及び附則第3項の規定によりなお効力を有するとされる新潟県情報公開条例（平成7年新潟県条例第1号）第19条の規定に基づく令和5年度における行政文書及び公文書の公開等の実施状況は、次のとおりである。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 行政文書及び公文書の公開請求等の状況

区 分	受 付 窓 口		計
	行政情報センター	地 域 機 関 等	
請 求	890	1,647	2,537
行政文書	889	1,640	2,529
公文書	1	7	8
申 出	14	15	29
計	904	1,662	2,566

## 2 行政文書及び公文書の公開決定の状況

区 分	処 理 状 況					計
	公 開	部分公開	非 公 開		取 下 げ 等	
				不 存 在		
請 求	780	1,436	225	222	96	2,537
行政文書	775	1,435	225	222	94	2,529
公文書	5	1			2	8
申 出	10	14	5	5		29
計	790	1,450	230	227	96	2,566

## 3 行政文書の公開請求の実施機関別内訳及び決定状況

実 施 機 関	請求件数	処 理 状 況					
		公 開	部分公開	非 公 開		取 下 げ 等	
					不 存 在		
知 事 部 局	知 事 政 策 局	13	4	6	1	1	2
	総 務 部	72	29	32	4	4	7
	環 境 局	14	4	8	1	1	1
	防 災 局	12	6	5			1
	福 祉 保 健 部	169	83	18	48	47	20
	産 業 労 働 部	39	25	10	1	1	3
	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部	11	3	8			
	農 林 水 産 部	51	31	14	2	2	4
	農 地 部	7	6	1			
	土 木 部	278	172	83	13	13	10
	交 通 政 策 局	8	6	2			
	出 納 局	1		1			

	村上地域振興局	143	23	102	11	11	7
	新発田地域振興局	152	42	98	11	9	1
	新潟地域振興局	201	69	113	14	14	5
	三条地域振興局	120	15	90	12	12	3
	長岡地域振興局	170	47	118	1	1	4
	魚沼地域振興局	105	10	79	16	16	
	南魚沼地域振興局	104	12	81	11	11	
	十日町地域振興局	110	12	86	12	12	
	柏崎地域振興局	112	13	83	14	14	2
	上越地域振興局	141	33	101	5	5	2
	糸魚川地域振興局	128	23	87	17	17	1
	佐渡地域振興局	120	18	84	16	16	2
	計	2,281	686	1,310	210	207	75
その他	議会	2		2			
	企業局	13	8	3	1	1	1
	病院局	10	6	3			1
	教育委員会	58	35	10	8	8	5
	選挙管理委員会	20	5	13			2
	人事委員会	1					1
	監査委員						
	公安委員会	8	1	5	1	1	1
	警察本部	136	34	89	5	5	8
	労働委員会						
	収用委員会						
	新潟海区漁業調整委員会						
	佐渡海区漁業調整委員会						
	連合海区漁業調整委員会						
	内水面漁場管理委員会						
	新潟県住宅供給公社						
	新潟県立大学						
新潟県立看護大学							
	計	248	89	125	15	15	19
合計		2,529	775	1,435	225	222	94

4 公文書の公開請求の実施機関別内訳及び決定状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況			取下げ等
		公 開	部分公開	非 公 開	
知事局				不 存 在	
	知事政策局				
	総務部	1			1
	環境局				
	防災局				
	福祉保健部				
	産業労働部				
	観光文化スポーツ部				
	農林水産部				
	農地部				
	土木部				
	交通政策局				
出納局					

	村上地域振興局					
	新発田地域振興局	1	1			
	新潟地域振興局	2	2			
	三条地域振興局	1				1
	長岡地域振興局	2	2			
	魚沼地域振興局					
	南魚沼地域振興局					
	十日町地域振興局					
	柏崎地域振興局					
	上越地域振興局	1		1		
	糸魚川地域振興局					
	佐渡地域振興局					
	計	8	5	1		2
その他	企業局					
	病院局					
	教育委員会					
	選挙管理委員会					
	人事委員会					
	監査委員					
	労働委員会					
	収用委員会					
	新潟海区漁業調整委員会					
	佐渡海区漁業調整委員会					
	連合海区漁業調整委員会					
	内水面漁場管理委員会					
	計					
合計		8	5	1		2

5 公文書の公開申出の実施機関別内訳及び決定状況

実施機関	申出件数	処 理 状 況				取下げ等
		公 開	部分公開	非 公 開	不 存 在	
知事部局	知事政策局					
	総務部	2		1	1	1
	環境局					
	防災局	1			1	1
	福祉保健部	3	1	1	1	1
	産業労働部	1	1			
	観光文化スポーツ部					
	農林水産部	1	1			
	農地部					
	土木部	3	1	2		
	交通政策局	1			1	1
	出納局					
	村上地域振興局					
	新発田地域振興局	1	1			
	新潟地域振興局	3	2		1	1
	三条地域振興局					
長岡地域振興局	1		1			
魚沼地域振興局						

	南魚沼地域振興局						
	十日町地域振興局						
	柏崎地域振興局						
	上越地域振興局	1		1			
	糸魚川地域振興局	5		5			
	佐渡地域振興局						
	計	23	7	11	5	5	
その他の	企業局	3	3				
	病院局	1		1			
	教育委員会	2		2			
	選挙管理委員会						
	人事委員会						
	監査委員						
	労働委員会						
	収用委員会						
	新潟海区漁業調整委員会						
	佐渡海区漁業調整委員会						
	連合海区漁業調整委員会						
	内水面漁場管理委員会						
	新潟県住宅供給公社						
	新潟県立大学						
新潟県立看護大学							
	計	6	3	3			
	合計	29	10	14	5	5	

6 不服申立ての件数及び決定・裁決状況

不服申立件数		決定・裁決状況				取下げ	検討中
前年度からの審理継続件数	本年度不服申立件数	認容	一部認容	棄却	却下		
3	3		1	2			3

7 行政情報センター等における情報提供件数

区分	資料閲覧	相談・案内	合計
行政情報センター	1,017		1,017
県民サービスセンター等	439	24	463
計	1,456	24	1,480

個人情報保護の運用状況について（公告）

新潟県個人情報保護事務取扱要綱第11の規定に基づく令和5年度における保有個人情報の開示等の運用状況は、次のとおりである。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 個人情報ファイル簿の作成状況（令和6年3月末日現在）

実施機関	件数		実施機関	件数	
	1,000人以上	1,000人未満		1,000人以上	1,000人未満

知 事 部 局	知 事 政 策 局	12	26	そ の 他	企 業 局		
	総 務 部	34	59		病 院 局	40	16
	環 境 局	10	94		教 育 委 員 会	241	1,068
	防 災 局	15	26		選 挙 管 理 委 員 会		8
	福 祉 保 健 部	100	231		人 事 委 員 会		
	産 業 労 働 部	21	116		監 査 委 員		3
	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部	5	35		公 安 委 員 会		3
	農 林 水 産 部	60	207		警 察 本 部	30	36
	農 地 部	3	22		労 働 委 員 会		
	土 木 部	26	73		収 用 委 員 会		
	交 通 政 策 局		6		新 潟 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		1
	出 納 局	7	10		佐 渡 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		
	村 上 地 域 振 興 局	4	20		連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		
	新 発 田 地 域 振 興 局	2	20		内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		
	新 潟 地 域 振 興 局	13	81		新 潟 県 立 大 学		
	三 条 地 域 振 興 局	4	28		新 潟 県 立 看 護 大 学		
	長 岡 地 域 振 興 局	13	94				
	魚 沼 地 域 振 興 局	1	69				
	南 魚 沼 地 域 振 興 局	10	77				
	十 日 町 地 域 振 興 局	4	30				
	柏 崎 地 域 振 興 局		3				
	上 越 地 域 振 興 局	22	118				
	糸 魚 川 地 域 振 興 局	3	8				
	佐 渡 地 域 振 興 局	3	21				
計	372	1,474	計	311	1,135		
合				計		683	2,609

2 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施状況

- (1) 提案募集の対象となった個人情報ファイルの件数  
67件
- (2) 提案の件数  
なし

3 保有個人情報の開示請求等の状況

区 分	受 付 窓 口		計
	行政情報センター	地 域 機 関 等	
開 示 請 求	132	7	139
訂 正 請 求	1		1
利 用 停 止 請 求			
計	133	7	140

4 保有個人情報の開示請求等の実施機関別内訳及び処理状況

(1) 開示請求

実 施 機 関	請 求 件 数	処 理 状 況			
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	取 下 げ 等
部 知	知 事 政 策 局				
局 事	総 務 部				

	環境局					
	防災局					
	福祉保健部	17		16	1	
	産業労働部					
	観光文化スポーツ部					
	農林水産部	1	1			
	農地部	1	1			
	土木部	1			1	
	交通政策局					
	出納局					
	村上地域振興局					
	新発田地域振興局					
	新潟地域振興局	2	1	1		
	三条地域振興局					
	長岡地域振興局					
	魚沼地域振興局	1		1		
	南魚沼地域振興局					
	十日町地域振興局					
	柏崎地域振興局					
	上越地域振興局	2		2		
	糸魚川地域振興局					
	佐渡地域振興局					
	計	25	3	20	2	
その他	企業局					
	病院局	1	1			
	教育委員会	5		4		1
	選挙管理委員会					
	人事委員会					
	監査委員					
	公安委員会					
	警察本部	107	4	89	13	1
	労働委員会	1	1			
	収用委員会					
	新潟海区漁業調整委員会					
	佐渡海区漁業調整委員会					
	連合海区漁業調整委員会					
	内水面漁場管理委員会					
	新潟県住宅供給公社					
	新潟県立大学					
	新潟県立看護大学					
	計	114	6	93	13	2
	合計	139	9	113	15	2

(2) 試験結果等情報提供実施状況

実施機関	件数
知事	91
企業局	
病院局	67
教育委員会	10
人事委員会	

新潟県立看護大学	29
合計	197

## (3) 訂正請求

番号	訂正請求 年月日	請求者	保有個人情報の内容	担当課 (課・所)	決定内容	備考
1	令和5年9月11日	本人	相談等受理・処理報告書	警察本部	訂正	(令和5年7月12日 開示請求)

## (4) 利用停止請求

なし

## 5 不服申立ての件数及び決定・裁決状況

不服申立件数		決定・裁決状況				取下げ	検討中
前年度からの 継続件数	本年度 不服申立 件数	認容	一部認容	棄却	却下		
	2						2

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 落札件名及び数量  
新潟県庁舎低濃度PCB廃棄物無害化処理業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務部管財課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 落札決定日  
令和7年1月16日
- 落札者の氏名及び住所  
ゼロ・ジャパン株式会社  
東京都北区滝野川7-2-13 ベルテックスビル6F
- 落札価格  
49,500,000円
- 契約決定方式  
一般競争入札
- 落札方式  
最低価格
- 入札公告日  
令和6年11月29日

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名称 村上西ショッピングセンター  
 所在地 村上市緑町五丁目16番1 外  
 設置者 株式会社原信
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 長岡市中興野18番地2  
 (変更後) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 長岡市中之島1993番地17
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 長岡市中興野18番地2 他2者  
 (変更後) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 長岡市中之島1993番地17 他2者
- 3 変更年月日
  - (1) 令和6年10月1日
  - (2) 令和6年10月1日 他
- 4 変更の理由  
 大規模小売店舗設置者の住所変更及び小売業者の変更並びに社名等変更のため
- 5 届出年月日  
 令和7年1月29日
- 6 縦覧場所  
 新潟県産業労働部地域産業振興課  
 (なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
 令和7年2月28日から令和7年6月28日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
 地域産業振興課 小規模企業支援班  
 電話 025-280-5235  
 Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局告示

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、令和7年3月1日から実施する。

令和7年2月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">病院名</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新潟県立妙高病院</td> <td>内科、脳神経内科、整形外科、 精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科目	新潟県立妙高病院	内科、脳神経内科、整形外科、 精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">病院名</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新潟県立妙高病院</td> <td>内科、脳神経内科、整形外科、 小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科目	新潟県立妙高病院	内科、脳神経内科、整形外科、 小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科	(略)
病院名	診療科目										
新潟県立妙高病院	内科、脳神経内科、整形外科、 精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科										
	(略)										
病院名	診療科目										
新潟県立妙高病院	内科、脳神経内科、整形外科、 小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科										
	(略)										



## 監査委員公表

## 監査の結果に基づく措置状況について

普通会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事、新潟県教育委員会及び新潟県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和7年2月28日

新潟県監査委員	八	木	浩	幸
新潟県監査委員	松	原	良	道
新潟県監査委員	杉	井		旬
新潟県監査委員	樺	澤		尚

令和4年度会計 定期監査	
監査の種別 部局名	監査の結果 措置の内容
農林水産部	<p>請負工事に係る一般競争入札に際し、最低制限価格を設定することなく入札を行い、落札者を決定していた。</p> <p>令和4年9月5日付け監第1979号の農林水産部長通知に基づく適正な入札を行われたい。</p> <p><b>【農業総合研究所食品研究センター】</b></p> <p>指摘以降の請負工事（R6：食品研究センター照明器具LED工事）については、最低制限価格を設定し、一般競争入札を行いました。</p>
	<p>職員が事前命令を受けずに時間外労働を行うとともに、時間外労働に関する労使協定で定める限度を超えた時間外労働となったため、管理職員が当該限度を超えないように勤務記録を付け替えていた。</p> <p>労働基準法及び協定の趣旨を十分に認識し、適切な勤務管理に努められたい。</p> <p><b>【農業大学校】</b></p> <p>事前命令の徹底と三六協定の遵守に向けた職員への声掛けや、所属全体の業務の分散・平準化に取り組み、時間外勤務の縮減を図りました。</p> <p>併せて、複数の管理職員による出退勤管理システムの相互チェックにより、勤務記録の適正な管理を図りました。</p> <p>今後も適切な勤務管理を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
教育委員会	<p>学校徴収金について、決算時に作成が必要な自己点検表の作成がなく、監査を実施しないまま保護者に決算報告をしているものや決算報告が遅延しているものがあった。</p> <p>昨年度の監査でも同様の注意をしているところであり、新潟県県立学校徴収金会計取扱要綱等に基づいた事務手続を行うよう職員に周知、徹底されたい。</p> <p><b>【十日町高等学校】</b></p> <p>前回監査が令和4年度末の監査だったことや令和5年度に「県立学校徴収金会計の取扱いに関するガイドライン」の見直しがあったこともあり、その結果を踏まえて対応したため、報告が遅延したものです。</p> <p>今後は、新潟県県立学校徴収金会計取扱要綱等に基づいた適正な事務手続に努めてまいります。</p>

令和5年度会計 定期 監 査	
監査の種別	
部局名	監査の結果 措置の内容
環境局	<p>令和3年度の磐梯朝日国立公園鷹ノ巣吊橋改修工事において、諸経費の算定における工種の選定を誤ったため、契約額で1,609,300円過大となり、結果として国庫交付金を過大に受け入れていたため、令和5年度に国へ805,000円を返還していた。</p> <p>設計積算に当たっては、条件・数量等の基本的な誤りのないよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【環境対策課】</p>
福祉保健部	<p>新潟県住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分494件20,635,841円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【福祉保健総務課】</p>
	<p>新潟県看護職員認知症対応力向上ステップアップ事業について、変更契約書が作成されていなかった。</p> <p>財務規則に基づいた事務手続きを行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【高齢福祉保健課】</p>
	<p>受給者証の更新申請書類について、審査過程で所在不明となる事案があった。</p> <p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康づくり支援課】</p>
	<p>障害者情報を別の者がマイナポータルで閲覧できる状態にあった事案のほか、受講決定通知書を別の事業者に送信した事案があった。</p> <p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【障害福祉課】</p>
	<p>精神障害者ピアサポート事業委託について、変更契約書が作成されていなかった。</p> <p>財務規則に基づいた事務手続きを行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【障害福祉課】</p>
	<p>当初設計時に加え、変更設計時にも設計積算基準に基づき適切に事務処理が行われていることを複数人で確認するよう、改めて職員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>未納分については分割納入方式により償還させることとしており、令和6年10月31日までに28件1,104,668円が納入済みです。</p> <p>今後も市町村と連携を図り、債務者に加え、保証人等にも連絡をとりながら、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>財務規則に基づき適正な事務を行うよう改めて職員に対し注意喚起を行い、今後は財務規則等を遵守し、適切な事務処理を行ってまいります。</p> <p>更新申請書類の送付及び受領時に、当課と保健所双方で件数の再確認を行うなど適正な管理について改めて周知を図りました。</p> <p>今後とも、再発防止に努めてまいります。</p> <p>障害者情報が記載された申請書等に記載されているマイナンバーについて、マイナンバーカード等で確認を徹底するよう市町村等に周知したほか、個人情報を含まない形で受講決定の可否を伝える方法に変更しました。</p> <p>今後とも、再発防止の徹底に努めてまいります。</p> <p>財務規則に基づき適正な事務を行うよう改めて職員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>なお、令和6年度と同契約については、変更契約書を締結し、適切に処理をしております。</p>

	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分17,221件128,712,891円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【こども家庭課】</b></p>	<p>地域振興局健康福祉（環境）部及び債権回収委託先を通じた償還指導により、納入の促進を図った結果、令和6年10月31日までに3,110件15,045,012円が納入済みです。 未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
	<p>子ども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分317件3,656,890円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【中央福祉相談センター】</b></p>	<p>子ども家庭費負担金の未納については、担当ケースワーカーと対象ケースの諸事情を協議・検討し、電話や文書による納入の督促及び戸別訪問等を計画的に行うことで、早期収納に努めます。 なお、指摘のありました事項における令和6年10月31日までの納入は5件、114,700円です。</p>
	<p>診療情報提供書（紹介状）を不注意により紛失したものがあつた。 適正な文書管理を徹底するとともに、個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【はまぐみ小児療育センター】</b></p>	<p>診察の前後において書類を確認する手順を定めるとともに、職員に対し個人情報の取扱いについて周知を徹底し、文書の適正管理と再発防止に努めてまいります。</p>
<p>産業労働部</p>	<p>新事業チャレンジ支援事業補助金において、誤って別の相手方の口座情報を支出命令決議書に登録し、1件1,000,000円を誤払いしていた。 支払手続の際の確認を徹底されたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域産業振興課】</b></p>	<p>補助金の支払事務処理において、複数人での確認を徹底するなど、再発防止に取り組んでまいります。</p>
	<p>中小企業支援資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分81件1,538,993,346円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域産業振興課】</b></p>	<p>未納額が多額となっている債務者については、計画的な償還を指導するなど、償還能力に応じた債権回収に努めており、令和6年10月31日までに12件3,873,000円が納入済みです。 今後とも、債務者等と十分協議を行うとともに、弁護士とも対応を協議しながら未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
	<p>設備合理化資金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分25件17,450,234円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域産業振興課】</b></p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行っており、令和6年10月31日までに3件82,000円が納入済みです。 今後も、債務者等の状況に応じた計画返済など債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
<p>観光文化スポーツ部</p>	<p>借受財産について、契約を更新していないものが15件あつた。 契約に当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【観光企画課】</b></p>	<p>契約更新が漏れていた案件について、現状を確認し、更新手続きを行っております。 今後については、契約一覧表を作成し、契約状況・期限を適宜確認することで、契約更新漏れが発生しないよう再発防止に努めてまいります。</p>

農林水産部	<p>「魅力ある農業」の情報発信に係る民間サイトを活用したPRの実施業務委託について、部分払をしているにもかかわらず、契約書を作成していなかった。</p> <p>財務規則に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【経営普及課】</b></p>	<p>財務規則に基づき適正な事務処理を行うよう、改めて職員に対し周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>請負工事に係る一般競争入札に際し、最低制限価格を設定することなく入札を行い、落札者を決定していた。</p> <p>令和4年9月5日付け監第1979号の農林水産部長通知に基づき適正な入札を行われたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【水産海洋研究所】</b></p>	<p>担当者の理解不足により、最低制限価格の設定を行っていませんでした。今後は、農林水産部長通知に基づき、適正な入札を行います。</p>
土木部	<p>新潟県住宅供給公社が管理を行っている県営住宅の使用料について、決算日現在、過年度調定分305件5,903,717円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【都市局建築住宅課】</b></p>	<p>過年度調定分の県営住宅使用料については、滞納整理に努めた結果、令和5年度決算日から令和6年11月末までの間に、8件103,000円の納入があり、未納額は297件5,800,717円となりました。</p> <p>今後とも滞納の発生防止に力を入れるとともに、臨戸訪問等による滞納者への納入指導を一層強化するなど、未納額の早期回収に努めてまいります。</p>
新発田地域振興局	<p>子ども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分254件3,301,608円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額ともに増加しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【児童・障害者相談センター】</b></p>	<p>対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について、担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促、文書催告、個別訪問を行うなど計画的かつ組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における令和6年10月31日までの納入はありません。</p>
新潟地域振興局	<p>公務中における職員の交通事故が2件あり、相手方へ426,800円の損害賠償をするほか、公用車の修理費として678,163円支出したものがあつた。</p> <p>安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【新津地域整備部】</b></p>	<p>部内の職員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>今後も定例会議の場などを通じ、職員の安全運転意識の醸成と事故防止に努めてまいります。</p>
三条地域振興局	<p>生活保護費返還金（生活保護法第63条関係）について、令和5年10月31日現在、過年度調定分4件2,158,088円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【健康福祉環境部】</b></p>	<p>未納分については分割納入方式により償還させることとしており、令和6年10月31日までに、61,000円が納入済です。</p> <p>未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
	<p>生活保護費徴収金（生活保護法第78条関係）について、令和5年10月31日現在、過年度調定分228件10,458,752円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【健康福祉環境部】</b></p>	<p>未納分については分割納入方式により償還させることとしており、令和6年10月31日までに、14,000円が納入済です。</p> <p>未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>

	<p>特別児童扶養手当について、その再認定通知書等が郵送過程で所在不明となった事案があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康福祉環境部】</b></p>	<p>「個人情報文書発送簿」を新設し、発送日、発送相手方、発送内容を明確にするなど、個人情報発送に係る管理を徹底することにより、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>個人情報が含まれた事業申請書類を不注意により紛失したものがあつた。 適正な文書管理を徹底するとともに、個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【農業振興部】</b></p>	<p>申請書類を収受後は、処理段階別に収納場所を区分けし、提出時にも再度確認するよう改めました。 また、文書を廃棄する際は複数人で確認することとし、改めて職員に対して個人情報等を含む重要書類の適正な管理・廃棄について徹底するよう指導してまいります。</p>
<p>長岡地域振興局</p>	<p>公務中における職員の交通事故が3件あり、公用車1台を廃車したほか、公用車の修理費として90,706円支出したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【児童・障害者相談センター】</b></p>	<p>職員に対し、日常的に交通法令遵守及び安全運転の励行並びに細心の注意を呼びかけ、交通事故の根絶に努めてまいります。</p>
	<p>子ども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分664件8,593,760円が未納となつていた。 件数、金額ともに増加しているのので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【児童・障害者相談センター】</b></p>	<p>滞納者の家庭状況等、滞納理由について担当者間で情報共有しながら、文書による催告、戸別訪問などを計画的かつ組織的に対応することで、未収金の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における令和6年10月31日までの納入は1件（一部を分納したもの）、10,000円です。</p>
	<p>県が管理する道路において、橋梁からの落雪による車両損傷事故が3件発生し、相手方に1,185,669円の損害賠償が必要なものがあつた。 施設の管理に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>道路パトロールによる定期的な監視を今後も継続して実施するほか、道路附属施設の状態に応じた適切な管理を一層徹底することにより、同様な事故が今後発生しないよう努めてまいります。</p>
<p>南魚沼地域振興局</p>	<p>公務中における職員の交通事故が2件あり、相手方へ579,008円の損害賠償をするほか、公用車の修理費として668,921円支出したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康福祉環境部】</b></p>	<p>定例部課長会議等における注意喚起や交通安全教室への参加などを通じ、交通事故防止、安全運転の徹底に努めてまいります。</p>
<p>十日町地域振興局</p>	<p>公用車の購入について、一般競争入札であつたにもかかわらず、支出負担行為決議書の支出負担行為額を別封のとおりとせず、担当者以外の職員でも予定価格が確認できる状況となつていた。 予定価格の取扱いに留意し、適切な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【農業振興部】</b></p>	<p>入札を行う際は、「入札事務の手引き」だけではなく、「財務会計事務の手引き」にもしっかりと目を通して事務手続きを行うこと及び決裁ルートの職員は、決議書の支出負担行為額欄が「別封のとおり」となつていることの確認を徹底することとし適正な事務処理を行ってまいります。</p>

	<p>公務中における職員の交通事故が3件あり、公用車1台を廃車し、相手方へ465,360円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費等として372,543円支出したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>部内の全職員へ向けて、安全運転徹底に関する文書を出し注意喚起を行いました。 また、交通安全講習会の受講や部内会議での呼びかけ等を通じて、日ごろから安全運転及び法令遵守に対する意識啓発を図り、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>柏崎地域振興局</p>	<p>治療受給者証が郵送過程で所在不明となる事案があつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【健康福祉部】</b></p> <p>保管現金の引継ぎがなされていなかったため、当該現金の用途及び出所等が不明となった事案があつた。 事業終了から通帳解約時までの長年の取扱いが著しく不適切であつたほか、引継ぎにおいても内部統制上のリスクが発生したことから、平成19年3月19日付け出第687号の出納局管理課長通知に基づいた事務手続きを行われたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【健康福祉部】</b></p>	<p>個人情報を含む郵便については、発送依頼伝票で発送数及びあて先の確認を複数人で確認（ダブルチェック）したことを記録するように改善を図り、誤送付等の防止に努めてまいります。</p> <p>令和5年度中に保管現金の発生原因を調査し、出納局と協議した上で、県の「雑入」として調定し収納しました。 現在、他に保管現金はありません。 再発防止に向けて、平成19年3月19日付け出第687号の出納局管理課長通知の周知徹底を図るとともに、本事案の記録を残すことで、保管現金の引継ぎの徹底を図ってまいります。</p>
<p>上越地域振興局</p>	<p>子ども家庭費負担金について、決算日現在、過年度調定分835件13,835,284円が未納となつていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【児童・障害者相談センター】</b></p> <p>障害福祉費負担金について、決算日現在、過年度調定分138件2,154,900円が未納となつていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【児童・障害者相談センター】</b></p> <p>植栽した杉を管理する保育事業の測量業務委託契約（契約名：育第28-3号保育（補正）委託）に係る指名競争入札について、電子入札の開札時に同価格の入札者に対するくじ引きの設定を誤り、本来落札者とならない業者を落札者として決定した。その後、誤りに気づき、当該指名競争入札を中止し、後日、改めて指名競争入札を行つていた。 財務規則に基づいた適正な入札執行を行われたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【農林振興部】</b></p>	<p>滞納者の家庭状況等、滞納理由について担当者間で情報共有しながら、文書による催告、戸別訪問などを計画的かつ組織的に対応することで、未収金の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における令和6年10月31日までの納入は4件、52,100円です。</p> <p>滞納者の家庭状況等、滞納理由について担当者間で情報共有しながら、文書による催告、戸別訪問などを計画的かつ組織的に対応することで、未収金の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における令和6年10月31日までの納入はありません。</p> <p>入札額の確認にあつた担当者が、入札額が同額だったためくじ引きで落札者を決定する作業で6者すべての入札額が同額であると誤って認識した結果、処理を誤り最低入札額とは異なる入札額の業者を落札決定してしまいました。 誤りの発覚後、指名業者にお詫の上、当該指名競争入札を中止し、後日、改めて指名競争入札を行いました。入札額が同額で、くじ引きにより落札決定を行う場合には複数人でチェックすることとします。</p>

<p>佐渡地域振興局</p>	<p>借受財産について、契約を更新していないものが2件あった。 契約に当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域振興グループ】</b></p> <p>化学消防ポンプ自動車の購入について、予定価格が7,000万円以上で地域振興局長の予算執行権限を超えるにもかかわらず、契約手続を行っているものがあつた。また、この誤りにより支出負担行為決議書が起票できなくなっていたが、長期間その原因が究明されないままになっていた。 会計事務に関する不明点は、所管部署に照会して早期解消を図るとともに、財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>佐渡市及び土地所有者へ借受申請書を提出し、契約更新を行いました。 今後は契約管理一覧表による管理を徹底いたします。</p> <p>予算執行に関する事務を進める際は、審査者も含め、財務規則等の確認を徹底するとともに、事務を進める過程で疑義が生じた場合は、速やかに出納局へ確認し、問題点等を早期に解消することにより、財務規則に基づく適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>
<p>教育委員会</p>	<p>高等学校等就学支援金関係書類が郵送過程で所在不明となった事案があつた。正徳館高等学校から教育庁財務課へ書類が送付されたとのことだが、教育庁財務課では書類を確認できなかった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【財務課】</b></p> <p>新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分1,291件51,789,096円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【高等学校教育課】</b></p> <p>自動販売機設置のため行政財産の目的外使用許可を行ったが、電気料の支払分担契約を締結しておらず、電気料の調定手続も行っていなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【長岡明德高等学校】</b></p>	<p>個人情報の保護に関する法律及び新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正な事務を行うよう職員に対し注意喚起を行いました。また、高等学校等就学支援金関係書類は、専用封筒のみで送付することを改めて徹底するとともに、職員の個人情報管理意識の一層の向上により、再発防止に努めてまいります。</p> <p>債権回収を担当する会計年度任用職員を配置し、未納者への催告を強化するとともに、一部の未納債権については弁護士法人に回収を委託し、効果的・効率的に回収を行っているところです。 催告等の結果、令和6年10月31日現在、167件6,760,724円の納入があり、未納額は1,124件45,028,372円となっています。 今後とも未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>令和5年12月26日付で支払分担契約を締結の上、令和5年4月分からの調定手続きを行い収納しました。 令和6年度は年度当初に支払分担契約を締結、毎月調定手続きを行い収納しています。 今後とも財務規則に基づいた適正な事務手続きに努めてまいります。</p>



<p>高等学校等就学支援金関係書類が郵送過程で所在不明となった事案があった。正徳館高等学校としては教育庁財務課へ書類を送付した認識とのことだが、教育庁財務課では書類を確認できなかった。個人情報取り扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【正徳館高等学校】</b></p>	<p>指定封筒でない封筒で提出されたものを教育庁財務課に送付した際に発生した事案であることから、先ず、指定以外の封筒で提出された場合は、指定の「チェックラベル封筒」での再提出を求めます。さらに、受領後は複数の職員でダブルチェックをした後に発送することを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>顕微鏡40台の購入について、一般競争入札であったにもかかわらず、支出負担行為決議書の支出負担行為額を別封のとおりとせず、担当者以外の職員でも予定価格が確認できる状況となっているものがあった。予定価格の取扱いに留意し、適切な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【分水高等学校】</b></p>	<p>会計担当者に対して、改めて適正な事務処理を行うよう指導するとともに、担当者から最終決裁者までの各段階でチェックを徹底して再発防止に努めてまいります。</p>

<p>公安委員会</p>	<p>交通反則切符告知書の紛失など、計3件の個人情報の漏えいがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p>	<p>個人情報漏えいの発生所属においては、以下のとおり、改善措置・所属職員に対する指導・教養を実施して再発防止の徹底を図りました。</p> <p>○交通反則切符告知書紛失事案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の勤務開始時及び勤務終了時の切符現物点検に関する通達の徹底</li> <li>・ 個人情報取り扱いの重要性を再認識させる教養を実施</li> <li>・ 屋外活動を念頭に、バインダーを活用した紛失防止の徹底</li> <li>・ 切符作成時は天候等の影響が少ない場所を選定するなど、適正な書類作成場所の選定を指示</li> <li>・ 個人情報が記載された切符をあらかじめ切り離すことや、切り離し後はほかの作業を実施することなく、速やかに相手方に交付するなど、書類を散逸させないための用具の活用と書類作成手続きの見直し</li> </ul> <p>○放置違反金連絡文書の誤投函事案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数人による投函先の確認</li> <li>・ 投函する封筒への宛名記載</li> <li>・ 封筒の確実な封印</li> </ul> <p>○火災見分現場における書類紛失事案</p> <p>各員に対して紛失防止に係る指導を直接行った上、朝礼時において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料持ち出し時の上司の確認</li> <li>・ 資料の持ち歩きは必要最低限とすること</li> <li>・ 図板の確実な使用</li> <li>・ 活動終了時のメモ類の確認と保管の徹底</li> <li>・ 飛散防止措置</li> <li>・ 事案発生時の速報</li> <li>・ 複数人による声掛けと物品確認の指示等を行いました。</li> </ul> <p>また、警察本部の業務主管課や情報管理課、広報広聴課から県警内所属に発生事案の概要、再発防止策を記載した教養資料を発出し、発生事案を共有するとともに、各所属において個人情報の漏えい防止教養を実施し、同様事案の再発防止の徹底に努めています。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>
--------------	--	--

<p>公務中における職員の交通事故が16件あり、相手方に2,496,308円の損害賠償をするほか、公用車の修理費として2,225,674円支出したものがあつた。                  県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【警察本部】</b></p>	<p>県警察では、平成29年2月に警察本部関係所属で構成する「公用車事故防止対策委員会」を設置し、事故事例等の情報共有や事故防止対策の企画、立案を行うなど、総合的な公用車の事故防止対策を推進しています。                  具体的な取組としては、全職員に対して主な事故事例を周知する資料を発出し注意喚起に努めているほか、卓越した運転技能や知識を有する職員を緊急自動車運転技能指導官として指定し、各所属への巡回指導を行うなど、様々な事故防止研修を継続実施しております。今後も引き続き、対策を徹底して公用車事故防止を推進してまいります。</p>
<p>新潟中央警察署確認事務委託契約に係る一般競争入札について、入札書に不備があつた入札を無効とせず、当該入札者を落札者に決定し、契約を締結した。                  その後、入札の無効が判明したため、契約を無効とし、相手方に印紙代20,000円を損害賠償したものがあつた。                  財務規則に基づいた適正な入札執行を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【警察本部】</b></p>	<p>入札書と委任状の印影が異なつていたものについて、入札説明書に失格にする明記されていなかったため、入札執行職員が判断に迷い、独断で有効としてしまいました。                  今後は同様のミスがないよう入札は形式的に行い、判断に迷つた場合は十分に確認した上で入札執行することを指導しました。                  今後は基本を遵守した適正な入札執行に努めてまいります。</p>
<p>個人情報に記載されている書類を不注意により紛失した事案が2件あつた。また、相手先の確認が不十分でファクシミリを誤送信した事案があつた。                  個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【新潟東警察署】</b></p>	<p>朝礼時等において個人情報管理の重要性に関する指導教養を実施するとともに、当該紛失事案に関連する書類の持ち出し廃止や誤廃棄防止のための措置及び保管状況の点検を実施しております。                  また、ファクシミリ送信に関する注意事項を機器本体に貼付して注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>公務中における職員の交通事故が6件あり、相手方へ573,441円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として495,475円支出したものがあつた。                  県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【新潟西警察署】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹部会議における事故防止の指示</li> <li>・ 朝礼時における事故防止、安全運転及び安全確認の指示、「公用車100ゼロ事故防止五箇条」の唱和</li> <li>・ 出動・運転前の具体的な声掛けの実施</li> <li>・ 職務倫理実戦塾による当事者意識の醸成</li> <li>・ 恒常的な運転訓練の実施</li> <li>・ 新潟西署独自で作成した「新潟西署100ゼロ事故防止5則」を掲示</li> <li>・ ヒヤリハット体験レポートの作成、体験を共有</li> </ul> <p>等により職員の安全運転の徹底に努めてまいります。</p>

<p>公務中における職員の交通事故が3件あり、相手方に1,322,436円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として422,158円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【西蒲警察署】</p>	<p>公用車事故の絶無を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹部会議での署長指示</li> <li>・ 朝礼時における「発進前の周囲の確認、強風時におけるドア開放事故防止」などの具体的な事故防止教養及び指示</li> <li>・ 隔週月曜日の朝礼時における公用車100ゼロ事故防止五箇条」の唱和</li> <li>・ 公用車鍵ボックスに「今日の交通安全」標語の掲示</li> <li>・ 招集日及び朝礼時に、交通課長指導による交通事故防止教養並びに公用車事故防止訓練を実施</li> <li>・ 当直員による出勤前の声かけにより事故防止の指示及び運転訓練を実施しました。</li> </ul> <p>今後も引き続き、朝礼等を活用して公用車事故防止教養を実施し、安全運転の徹底に努めてまいります。</p>
<p>個人情報に記載した照会書について、誤った宛先に郵送した事案があつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【柏崎警察署】</p>	<p>郵便物等の誤送付防止を図るため朝礼時に副署長が注意喚起の指示教養を継続して行い、郵便物は文書の宛名と郵送先を複数人で確認後郵送することを徹底しております。</p> <p>個人情報を取り扱う職務の執行に当たっては細心の注意を払い、文書封印・送付前は、送付先及び送付書類等が全て一致しているかダブルチェックを行い、個人情報の漏えい等防止に努めてまいります。</p>

雑 報

**一般競争入札の実施について（公告）**

公立大学法人新潟県立大会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学校舎清掃・管理及び警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年2月28日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達案件の名称  
新潟県立大学校舎清掃・管理及び警備業務委託
- (2) 調達案件の仕様等  
各種仕様書による。
- (3) 委託期間  
令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで
- (4) 業務実施場所  
公立大学法人新潟県立大学

**2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等**

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所
  - ア 交付期間  
令和7年2月28日（金）から令和7年3月14日（金）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から

午後5時15分まで

イ 交付場所

新潟県立大学総務財務部総務課  
(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

(2) 入札説明書に関する問合せ等

ア 問合せ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面（本入札説明書に定める様式に限る。）を、ウに定める問合せ先に直接持参又はファクシミリによる送信の方法で提出すること。

イ 問合せ受付期間

令和7年2月28日(金)から令和7年3月14日(金)まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 問合せ先

新潟県立大学総務財務部総務課  
ファクシミリ番号 025-270-5173

エ 回答方法

本入札説明書を交付した者に対して、令和7年3月18日(火)までに、質問の内容及び回答をファクシミリにより通知する。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月26日(水)午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学1号館B棟1450小会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5・6・7年度新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 新潟県公安委員会より警備業者としての認定を受けている者であること。

(4) 一般社団法人新潟県ビルメンテナンス協会正会員に登録済みであること。

(5) 「建築物衛生法」第12条の2第1項第1号（建築物清掃業）又は第8号（建築物環境衛生総合管理業）に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。

(6) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(7) 過去3年以内に国・地方公共団体又は大学から本調達案件と類似又は同等以上の委託業務（警備業務及び延べ床面積15,000平方メートル以上の建築物の清掃・管理業務）を受注し、36月以上継続して履行した実績を有していること。

(8) 入札日現在で、新潟市内に本社、支店又は営業所を有していること。

(9) 過去において契約の解除及び辞退のないこと。

(10) 過去3年以内に労働基準法違反で起訴されたことがないこと。

(11) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(12) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(13) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間

令和7年2月28日(金)から令和7年3月19日(水)まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時15分まで

- イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学総務財務部総務課
- ウ 提出方法 本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人による持参または郵送とする。（郵送の場合は、書留に限る。令和7年3月19日（水）午後5時15分必着）
- エ 提出書類及びその部数  
別添の「競争入札参加資格確認申請書」及び次に掲げる添付書類各1部
- ・納入実績一覧表
  - ・入札に参加を希望する者の概要
  - ・警備業務認定を証明する書類
- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。
- ア 交付日時 令和7年3月25日（火）午前10時から午後4時まで
- イ 交付場所 (1)イに掲げる場所
- 6 入札者に求められる義務
- 5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 7 入札の方法
- (1) 入札は、次のいずれかの方法によること。
- 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- (2) 入札書の記載
- ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 開札の方法
- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。
- (3) 再入札は1回を限度とする。
- 9 落札者の決定方法
- (1) 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。
- 10 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

13 契約書及び契約条項

別添「校舎清掃・管理及び警備業務委託契約書(案)」のとおりとする。

14 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。